

令和7年12月25日

調布市特別職報酬等審議会会長 様

調布市長 長 友 貴 樹

特別職の報酬等の改定について（諮問）

このことについて、調布市特別職報酬等審議会条例（昭和39年調布市条例第32号）第2条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

議会の議員の議員報酬額、市長等常勤特別職職員の給料額及び退職手当の支給額並びに議会政務活動費の交付額の改定について

2 諮問理由

議会の議員の議員報酬額、市長等常勤特別職職員の給料額等につきましては、平成7年度の審議会にていただいた答申「概ね2年ごとにその適性について審議することが望ましい」を踏まえ、以来2年ごとに審議会を開催しています。

つきましては、前回答申（令和5年11月20日）から2年が経過することから、令和7年度において審議会を開催し、議会の議員の議員報酬額、市長等常勤特別職職員の給料額等について、意見を求めるものです。